

○館山市フッ化物歯面塗布事業実施要綱

令和元年5月28日

館山市フッ化物歯面塗布事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、乳歯初期のう歯予防及び口腔衛生の向上並びに保護者の歯の健康に対する意識の向上を図るためにフッ化物歯面塗布を行い、もって幼児の心身の健全な成長に寄与することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、館山市（以下「市」という。）とする。

(委託)

第3条 市は、事業の実施に当たり、事業の一部を一般社団法人安房歯科医師会（以下「歯科医師会」という。）に委託するものとする。

(対象者)

第4条 フッ化物歯面塗布事業（以下「事業」という。）の対象者は、受診日において市に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和24年法律第81号）に基づき市の住民基本台帳に記録されている者であって、満2歳に到達した日から満3歳に到達する日の前日までの間にある幼児とする。

(利用回数)

第5条 この要綱による歯面塗布の利用は前条に規定する対象者1人につき2回までとする。

(受診票の交付)

第6条 市長は、対象者の保護者（以下「保護者」という。）に対し、対象者が満2歳に到達する日の前日までに館山市フッ化物歯面塗布受診票（別記第1号様式。以下「受診票」という。）を交付するものとする。

2 受診票は、再交付しないものとする。ただし、災害その他やむを得ない事由により紛失し、焼失し、又は損傷した場合は、この限りでない。

3 保護者は、受診票を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(受診の手続)

第7条 前条第1項の規定により受診票の交付を受けた保護者は、対象者のフッ化物歯面塗布を受けようとするときは、歯科医師会が指定する歯科医療機関（以下「指定歯科医療機関」という。）に直接予約し、受診日に当該受診票を歯科医療機関に提出し、フッ化物歯面塗布を受けるものとする。

(費用の負担)

第8条 対象者のフッ化物歯面塗布の受診に要する費用は、市が負担するものとする。

(委託料の請求及び支払)

第9条 指定歯科医療機関は、フッ化物歯面塗布に係る委託料の支払を受けようとするときは、事業を実施した月の翌月10日までに請求書(別記第2号様式)に当該月の受診票を添付し、市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の請求を受けたときはその内容を審査し、適当と認めたときは当該請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払わなければならない。

(費用の返還)

第12条 市長は、偽りその他不正の手段によりフッ化物歯面塗布を受けた者があるときは、その受診に要する費用の額に相当する額の全部又は一部を返還させることができる。

(周知)

第13条 市は、歯科医師会と協力し、幼児の保護者に対して口腔衛生及びフッ化物歯面塗布に関する啓発を実施する。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年6月30日から施行し、平成29年4月2日以後に生まれた者について適用する。

なお、平成31年4月2日から令和元年6月30日までに満2歳に達した幼児に係る受診票については、第6条第1項の規定にかかわらず、令和元年7月1日までに交付するものとする。